注１　供給電流が20mA未満の場合の信号送出電力は、－14dBm以上－2.5dBm以下であること。供給電流が120mAを超える場合の信号送出電力は、－20.3dBm以上－5.7dBm以下であること。

２　dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第三号　アナログ電話端末の送出電力の許容範囲（第14条関係）

項　　目		アナログ電話端末の送出電力の許容範囲
４kHzまでの送出電力		－８dBm（平均レベル）以下で、かつ、０dBm（最大レベル）を超えないこと。
不要送出レベル	４kHzから８kHzまで	－20dBm以下
	８kHzから12kHzまで	－40dBm以下
	12kHz以上の各４kHz帯域	－60dBm以下

注１　平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。

２　送出電力及び不要送出レベルは、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

３　dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第四号　移動電話端末の送出電力の許容範囲（第30条関係）

［表略］

［注１　略］

２　送出電力は、アナログ信号を出力する二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　略］

別表第五号　固定電話端末の送出電力（第32条の８関係）

項　　目	固定電話端末の送出電力
［略］	［略］

［注１　略］

２　送出電力は、アナログ信号を出力する二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　略］

別表第四号　［同左］

［表同左］

［注１　同左］

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と移動電話用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　同左］

別表第五号　インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力（第32条の８、第34条の６関係）

項　　目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
［同左］	［同左］

［注１　同左］

２　送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

［３　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。